

# TEAM EARTH 規約

(車椅子バスケットボールチーム)

## 第一章 総 則

### 第一条 設 置

本会は「TEAM EARTH」(以下、「本会」という。)と称する。

### 目 的

- (1) 本会は日本車椅子バスケットボール連盟に登録するチームとし、車椅子バスケットボール競技における競技力向上を目的とする。  
また、地域において障害者の生涯スポーツの理解を図るとともに、車椅子バスケットボール競技の健全な普及と発達を促し、これを通じて障害者の体力の向上と社会人としての健全な精神の養成を図ることを目的とする。
- (2) 本会は、チーム及び会員が個々に目標を持ち、目標に向かい努力し、諦めないで挑戦する精神を培うことを目的とする。
- (3) 車椅子バスケットボールをとおして、多くの交流を図る。
- (4) 本会は、本県の車椅子バスケットボールの統括団体「福島県車椅子バスケットボール連盟」の事務局を置き、バスケットボール愛好者及びクラブに対し、必要な情報を提供する。

### 第二条 事 業

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 車椅子バスケットボールの競技力向上に関すること。
- (2) 会員相互の連絡調整または練習会・遠征等に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要と思われること。

## 第二章 組 織

### 第三条 会 員

会員は、本会の趣旨に賛同するもので下記の様な形態とする。

- (1) 会員
  - (1) プレイヤー
  - (2) スタッフ
  - (3) 健常プレイヤー
- (3) 支援会員「個人」「団体」

※支援会員については、年度ごとに決算書等活動報告書を郵送し活動状況の情報を提供する。

#### 第四条 役員

本会は次の役員を置く。

- |              |    |
|--------------|----|
| (1) 会長（代表）   | 1名 |
| (2) 副会長（副代表） | 1名 |
| (3) 会計       | 1名 |
| (4) 会計監査     | 1名 |
| (5) 事務局長     | 1名 |

なお、役員は、福島県車椅子バスケットボール連盟の役員を兼ねる。

#### 第五条 役員を選任

- 1 会長（代表）は会員により選出する。
- 2 副会長（副代表）は会長（代表）指名により定める。
- 3 会計は、会員により選出する。
- 4 会計監査は会員により選出する。
- 5 事務局長は代表指名により定める。

#### 第六条 役員の仕事

会長（代表）は本会を統括する。

- 2 会長（代表）は実務を行う。
- 3 副会長（副代表）は会長（代表）を補佐し、会長（代表）に事故ある場合は業務を代行する。

#### 第七条 役員の仕事

役員の仕事は2年とする。ただし、再選は妨げない。

#### 第八条 事務局の設置

本会の運営を円滑に行うため、下記に事務局を置く。

事務局：福島県相馬市日下石字一北田478

#### 第九条 会費

会費は、第四章第十六条に定める会費を納入しなければならない。

#### 第十条 入会

入会は、原則、JWBF 及び本会の入会申込書を提出し、会費を納入した時点で入会とする。

ただし、本人が会費を納入できない状況の場合は、総会で検討し何らかの特別措置を図ることもできる。

## 第十一条 退 会

次の場合は退会とする。

- (1) 会員から退会の申し出があったもの。
- (2) 本会の名誉及び活動に著しい損害を与えた者。

## 第三章 総 会

### 第十二条 総 会・役員会

総会は会長（代表）が召集し、年1回開催する。

- (2) 事業計画及び予算に関すること
- (3) 事業報告及び決算報告に関すること
- (4) 役員を選出
- (5) 規約の改正
- (6) その他、必要な事項

2 前項にかかわらず、会長（代表）が必要と認めたとき及び会員の3分の2以上の要求があったときは開会する。

(1) 総会の議長は会長（代表）が務める。

3 役員会は、総会の前に開催し総会に必要な事項案を取りまとめる。

### 第十三条 定足数

総会は過半数の出席がなければ開会することができない。

ただし、委任状の提出により、これをもって出席とみなす。

## 第四章 会 計

### 第十四条 会計年度

本会の会計年は1月1日に始まり、12月31日で終了する。

### 第十五条 運営事業費

本会の事業費は、会費・助成金・寄付金等その他の収入により当てる。

### 第十六条 会 費

会員（プレイヤー）年間 18,500円

内 訳

日本車椅子バスケットボール連盟選手登録料	年間	12,000円
スポーツ傷害保険料	年間	1,500円
東北ブロックチーム負担金人数割り分	年間	3,000円
東北ブロック個人負担金	年間	1,000円

会員（スタッフ） 年間500円

スポーツ傷害保険料	年間	500円
-----------	----	------

※学生ボランティアの会費は徴収しないこととし、スポーツ傷害保険については、本会において加入する。

会員（健常者プレイヤー） 年間2500円

内訳

スポーツ傷害保険料	年間	1,500円
-----------	----	--------

活動費	年間	1,000円
-----	----	--------

支援会員（アースサポーターズクラブ）

個人支援者	年間	一口	1,000円
-------	----	----	--------

団体支援者	年間	一口	3,000円
-------	----	----	--------

## 第十七条 会 計

会計は会員より選任する。または事務局長が兼務することができる。

## 第五章 補 則

### 第十八条

この規定に定めるもののほか、必要な事項は代表が別に定め、総会において決定する。

### 第十九条

会員は、スポーツ傷害保険に加入しなければならない。年度途中で入会した会員についても、スポーツ傷害保険に加入しなければならない。

ただし、他の全スポーツ共通傷害保険に加入している場合はこれを除く。

### 第二十条

未成年者の入部については、（ここでいう、未成年者とは20歳未満を指す。）

保護者の許可を得、日本車椅子バスケットボール連盟保護者同意書及び本会の契約書を提出し、入会希望の未成年者とその保護者の相互理解を図ったうえで入部とする。

### 第二十一条

慶弔費については、下記による。

ただし、このほかについては協議して決める。

結婚 御祝儀 10000円

死亡 香典 10000円、花輪 8000円等

## 第二十二條

会員に事故ある場合、本会は一切の責任を負わない。

附 則 この規則は、昭和 46 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、平成 12 年 12 月 23 日より施行する。

この規則は、平成 13 年 4 月 22 日より施行する。

この規則は、平成 14 年 1 月 12 日より施行する。

この規則は、平成 15 年 1 月 6 日より施行する。

この規則は、平成 17 年 1 月 9 日より施行する。